Oryza sativa L.	白銀（はくぎん）のひかり	〃	第37717号 令和６年11月７日	〃	〃
Raphanus sativus L.	秋田（あきた）いぶりむすめ	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	第37872号 令和７年２月５日	秋田県	〃
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	クレールルビー	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	第37856号 令和７年１月28日	岐阜県	〃
Rosa L.	Tanamachi R6Pink1	棚町満 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―２	第37847号 令和７年１月24日	福岡県三井郡大刀洗町	〃
Triticum aestivum L.	春紬（はるつむぎ）	ホクレン農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北四条西１丁目３番地	第37860号 令和７年１月30日	北海道	〃

○農林水産省告示第七百十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年四月九日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年五月十四日　　農林水産大臣　江藤　拓

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24962	〃ヤコカブリダニ剤	〃ヤコ・ワーカー	兵庫県神戸市灘区新在家南町一丁目２番１号　小泉製麻株式会社　取締役社長　小泉康史
24963	展着剤	〃ックスセーフ	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹

○経済産業省告示第七十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げる者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十四日　　経済産業大臣　武藤　容治

一　(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所
　つがるオフショアエナジー合同会社　青森県つがる市木造有楽町四十五番地の一
(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類
　発電事業
(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日
　令和七年五月十三日

二　(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所
　Ｅ―Ｆ１ｏｗ合同会社　大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目一番六号
(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類
　特定卸供給事業
(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日
　令和七年五月十三日

○国土交通省告示第三百七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年五月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道17号改築工事（本庄道路・埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内）及びこれに伴う町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道17号改築工事（本庄道路）及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、埼玉県本庄市沼和田字観音堂地内から群馬県高崎市新町字町南地内までの延長7.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道17号改築工事（本庄道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道17号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、新潟県新潟市に至る延長約465㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する埼玉県本庄市及び児玉郡上里町は、ねぎ、ブロッコリーなどの露地野菜やきゅうり等の施設野菜の生産が盛んな地域であり、収穫された農産物は、本路線等を利用して県内外へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等に広く利用されるとともに、本庄市及び上里町の既成市街地を通過し、周辺に店舗、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和３年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、児玉郡上里町勅使河原1807地内で26,814台／日であり、混雑度は1.62から1.85となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である埼玉県知事及び群馬県知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成21年１月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、また、計画交通量の見直し及び上記の評価